

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の概要・立地

磐田市は、日本のほぼ中央である静岡県西部に位置している。天竜川東岸の平野部と磐田原台地からなり、南は太平洋に面している。面積は163.45平方キロメートル、東西約11.5km、南北27.1kmと南北に細長い形状であり、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた地である。

市内には古墳が900基程見つかり、奈良時代には国分寺がおかれ、遠江の国（静岡県西部地区の旧国名）の中心的なまちとして栄えてきた。江戸時代には東海道宿場町の28番目の宿「見付宿」がおかれ、東西の交流の拠点として賑わった。現在も、東海道本線、国道1号線、東名・新東名高速道路が通っており、東西を結ぶ交通の要衝であり、輸送用機器を中心とした製造業が盛んな地域である。また、温暖な気候に恵まれているため、水稲・茶・メロン・野菜・花きなど多彩な農業が営まれ、福田漁港などからの水産資源もあり、都市部と農村部が均衡の取れた発展をしている。

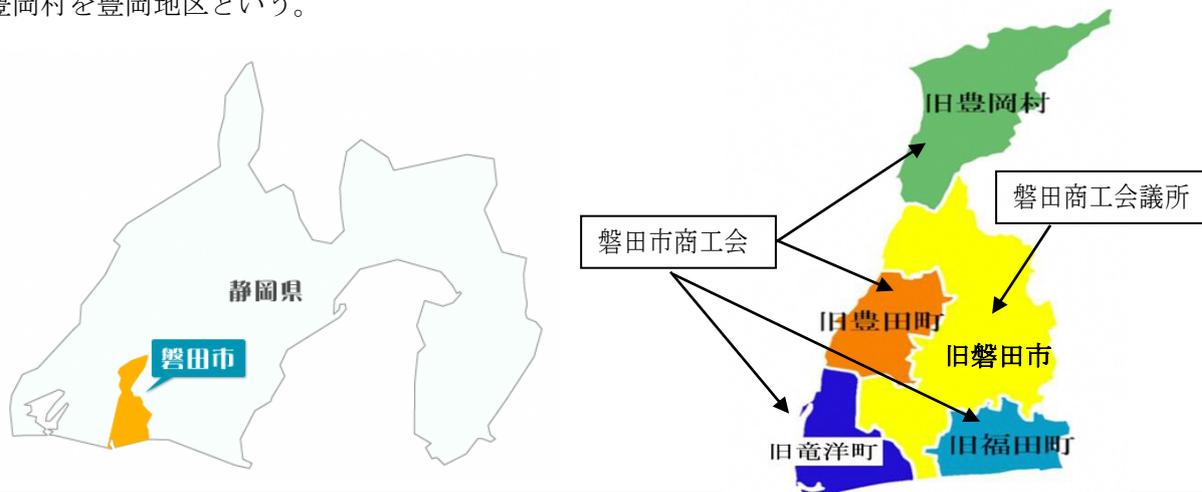
② 磐田市を流れる河川と過去の災害

当市西側と浜松市の間には長野県の諏訪湖を源流とする1級河川为天竜川が流れて遠州灘(太平洋)に注いでいる。一方東側は、周智郡森町を源流とする2級河川の太田川が流れており、太田川は敷地川、仿僧川などと合流して福田地区で遠州灘(太平洋)に注いでいる。天竜川水系の一雲齊川、太田川水系の仿僧川、今ノ浦川、磐田久保川を中心とする市内中小河川や都市下水路は、宅地開発や流域の都市化による流量が増加している。そのため、台風や集中豪雨時に低地部において内水氾濫による浸水被害がしばしば発生している。

また、2022年と2023年は台風による豪雨で敷地川の堤防が2年連続で決壊し、北部の豊岡地区を中心に大規模な水害が発生した。それによる浸水や土砂崩れ、農地被害が広範囲に及び、その教訓から現在では堤防は護岸工事で強化された。

③ 磐田商工会議所と磐田市商工会の区分

磐田市は、平成17年に1市3町1村(旧磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村)の合併により新市として誕生した。旧磐田市には従前より磐田商工会議所が存在しており、現在も旧磐田市を管轄地域としている。一方磐田市商工会は、平成21年に3町1村の4商工会(福田町商工会、竜洋町商工会、豊田町商工会、豊岡村商工会)が合併して誕生し、磐田市の中の旧磐田市以外を管轄地域としている。以下旧磐田市を磐田地区、旧福田町を福田地区、旧竜洋町を竜洋地区、旧豊田町を豊田地区、旧豊岡村を豊岡地区という。

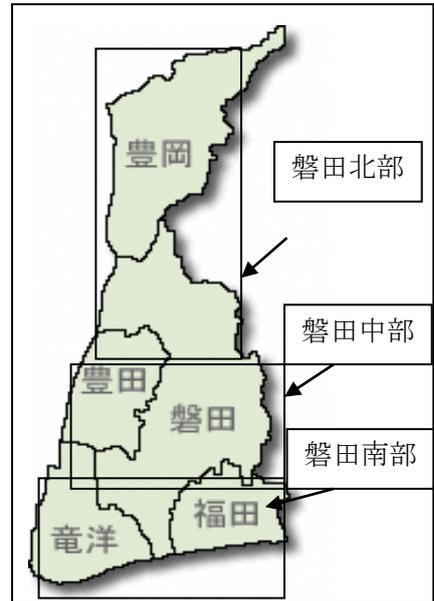


(地震、津波：静岡県第4次地震被害想定、ハザードマップ)

2025年1月の文部科学省が設置した地震調査研究推進本部の発表では、30年以内の南海トラフにおけるM8～M9クラスの地震発生確率は、従来の70%～80%から80%程度に引き上げられた。

静岡県地理情報システム(GIS)の第4次地震被害想定は以下のとおりである。

- ・地震による揺れの強さは、袋井市に隣接している磐田中部の東側、南部の福田地区、竜洋地区の一部で震度7の激震部分が見られ、それ以外は震度6強の烈震が予測されている。
- ・地震によって発生する津波による浸水被害は、「静岡県第4次地震被害想定によると、遠州灘沿岸部の福田地区・竜洋地区で津波浸水が深くなる想定が示されており、内陸側へ進むにつれて津波浸水深が浅くなるものの、国道150号線付近まで0.01～1.0m程度の浸水想定域が確認されている。さらに、太田川の両岸では河口から4km上流にさかのぼった地点まで浸水域が広がっている。
- ・揺れによる地盤の液状化の危険性が大きく及ぶ中の箇所は磐田中部地区、福田地区、竜洋地区に見られ、豊田地区の一部にもある。
- ・商工業者へのリスクとしては、沿岸部に立地する工業団地では津波被害が想定され、事業所の設備の被災、復旧の長期化および復旧費用の高額化が生じるおそれがある。また、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。一方、磐田駅前からジュビロード商店街周辺を中心市街地においては、地震発生時の建物倒壊や火災による直接的な被害と、事業継続が困難になる事業者の発生も想定される。



(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の豊岡地区から磐田北部地区一帯は地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、豊田地区、磐田南部地区にも同様の箇所が特定されている。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、天竜川水系と太田川水系で洪水による浸水被害予測が出されている。1級河川の天竜川は県下最大の河川であり土砂生産が活発な河川である。2級河川の太田川流域の主要河川は平地部で堤防を有し、洪水時の水位よりも低い土地が広いいため、堤防が決壊すれば甚大な被害が発生する。太田川水系の仿僧川等の市内中小河川は勾配が緩く、河川水位の上昇による排水不良を引き起こし、内水氾濫による浸水被害が予測されている。

商工業者へのリスクとしては、地震、津波被害と同様に復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。さらに、原材料の加工業者が被災することにより、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

(感染症、サイバー攻撃等)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延が発生する場合、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れが指摘されていた。そのような状況下で新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する中、令和2年(2020年)4月国内でも新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、日常生活と社会経済活動が大きく制限される事態となった。当市では、各種の感染防止対策が講じられ、商工関連では地域経済の活性化を目的としたキャッシュレスキャンペーン事業や中小企業の業態転換や新ビジネスへの支援等の取組みが進んだ。感染拡大防止の観点から、リモートワークなどの新しい働き方

の浸透や、教育をはじめとした様々な分野におけるデジタル化の進展など、市民の価値観やライフスタイルの多様化が加速している。

また、当市の主要産業である自動車・二輪車関連の製造業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・管内事業者数 6,022人（令和7年3月31日現在）
- ・管内小規模事業者数 5,576人（令和7年3月31日現在）

事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者数については、今後巡回指導や窓口相談等を通じて把握していく。

磐田市内の産業構造の推移

- ・当市には、ヤマハ発動機(株)本社があり、隣接する浜松市にはスズキ(株)本社があることから自動車関連のものづくり産業が集中している。また、豊岡地区には静岡県が進める県西部地域フォトンバレー構想の中核をなす浜松ホトニクス(株)最大の生産拠点がある。
- ・磐田商工会議所管内では、情報サービス関係の企業数の増加が見られる。そして、同商工会議所管内の小規模事業者が、製造・小売・サービス業関係の地域経済を下支えしている。
- ・磐田市商工会管内では、建設業・製造業・サービス業の小規模事業者の割合が多い。小売業においては、事業主の高齢化もあり廃業する小規模事業者が多い。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による経済環境の悪化が、地域の商工業者の事業基盤を弱体化させることが懸念されており、その対策が緊急かつ最大の課題となっている。
- ・磐田市内の平成28年と令和3年の事業所数、従業者数、1事業所当たりの従業員数の比較は下表のとおりである。

◆磐田市内の産業構造の推移(磐田市ホームページより)

	平成28年			令和3年					
	事業所数	従業者数(人)	1事業所当たりの従業員数	事業所数		従業者数(人)		1事業所当たりの従業員数	
				増減		増減		増減	
総数	6,509	83,433	12.8	5,996	-513	82,775	-658	13.8	1.0
建設業	688	3,248	4.7	558	-130	3,130	-118	5.6	0.9
製造業	1,085	37,503	34.6	959	-126	36,529	-974	38.1	3.5
卸売業、小売業	1,557	11,763	7.6	1,374	-183	12,129	366	8.8	1.2
宿泊業、飲食サービス業	624	4,996	8.0	565	-59	4,431	-565	7.8	-0.2
生活関連サービス業、娯楽業	577	2,669	4.6	523	-54	2,377	-292	4.5	-0.1
その他	1,978	23,254	11.8	2,017	39	24,179	925	12.0	0.2
第1次産業	31	335	10.8	39	8	326	-9	8.4	-2.4
第2次産業	1,783	40,802	22.9	1,525	-258	39,699	-1,103	26.0	3.1
第3次産業	4,695	42,296	9.0	4,432	-263	42,750	454	9.6	0.6

(3) これまでの取組

1) 磐田市の取組

①第2次磐田市総合計画による防災・減災に関する各種施策の推進

令和4年度から令和8年度までの後期計画において、「5つの安心プロジェクト」の一つとして「まちづくりと防災への安心」が掲げられている。後期計画の実施計画(令和7年度～9年度)では、以下の基本施策が掲げられている。

- (a) 危機管理・防災対策の推進
- (b) 消防・救急体制の充実

(c) 市民生活の安全・安心の確保

事業継続力強化支援という観点では、(a)の危機管理・防災対策の推進の中で、危機管理体制の強化、地域防災力の向上、風水害対策の推進、大規模地震・津波対策の推進、建築物などの耐震化の促進、原子力防災対策の推進等の施策と大きな関りがある。そして、各施策の内容とそれに基づく実施計画事業を定めている。

② 「いわたホットメール」等による災害情報等の発信

風水害や地震などの防災情報（緊急災害情報）や土砂災害・河川水位情報の他にも、火災情報や防犯情報、健康福祉情報等々のさまざまな行政情報を携帯電話やパソコンにメール配信するサービス「いわたホットメール」を運用している。また、無料コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した磐田市公式アカウントからも同様に市民生活に役立つ情報を配信している。さらに、令和5年6月からは株式会社 JX 通信社の提供するアプリ「NewsDigest（ニュースダイジェスト）」を活用して、情報提供機能とリアルタイム防災マップ機能で防災対応の強化を図っている。

③ 防災訓練の実施

自分と家族の命は自ら守る「自助」と地域の皆で助け合い支え合う「共助」を高めることを目標に、自主防災会を中心として、地域住民が主体的に避難所を立上げ、運営を訓練する場として毎年実施している。

④ 磐田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び新型コロナウイルス感染拡大対策の実施

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、実施する措置の基本的な事項を示す市の行動計画を策定した。

また、新型コロナウイルス感染症対策関連事業として、市民へのワクチン接種、感染症拡大防止の取り組みとして休業要請に応じた飲食店への協力金の給付、中小企業等の資金繰り支援のため借入金利子の補給、移動販売等導入支援のため導入事業費の補助金交付などを実施した。

2) 磐田商工会議所の取組

① 事業者 BCP 策定指導及び国の施策の周知

巡回訪問時に小規模事業者に対して事業者 BCP の策定指導を実施した。その際、関係資料の配布・周知を行うと同時に当所ホームページにおいて、BCP の必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

② 事業者 BCP 策定のための個別相談会開催

計画期間中会員事業者向けに BCP 策定のための個別相談会を毎年 1 回開催してきた。また、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理や BCP 策定セミナーに関して管内事業者への周知を行ってきた。

③ 損害保険についての情報提供

日本商工会議所では、各損害保険会社と業務提携して制度運営・普及の促進と合わせてビジネス総合保険、サイバー保険、業務災害補償プラン等について情報提供を行っている。

④ 管内事業者の「事業継続力強化計画」の認定支援

「事業継続力強化計画」は、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度であり、認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられる。本制度での認定を希望する事業者への支援を行っている。

⑤ 感染症対策「経営相談窓口」の開設

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた事業者に対する相談窓口を開設した。そこで

は、令和3年から4年にかけて、飲食店の休業・営業時間短縮要請に係る静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金、月次支援金、事業復活支援金、静岡県企業等応援金、静岡県中小企業等事業継続応援金等の申請支援を実施した。

3) 磐田市商工会の取組

① 事業者 BCP 策定指導及び国の施策の周知

巡回訪問時に小規模事業者に対して事業者 BCP の策定指導を実施した。その際、関係資料の配布・周知を行うと同時に当会ホームページにおいて、BCP の必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

② 事業者向け BCP 策定セミナーの開催

令和7年度は1回実施し12者が参加した。さらに関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理や BCP 策定セミナーに関して管内事業者への周知を行ってきた。

③ 損害保険についての情報提供

当商工会は火災共済、火災保険、地震保険等の情報提供を行い、小規模事業者の火災や地震などのリスクヘッジ対策を促進している。

④ 管内事業者の「事業継続力強化計画」の認定支援

「事業継続力強化計画」は、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度であり、認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられる。本制度での認定を希望する事業者への支援を行っている。

⑤ 感染症対策「経営相談窓口」の開設

新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた事業者に対する相談窓口を開設した。そこでは、令和3年から4年にかけて、飲食店の休業・営業時間短縮要請に係る静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金、月次支援金、事業復活支援金、静岡県企業等応援金、静岡県中小企業等事業継続応援金等の申請支援を実施した。

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

磐田商工会議所並びに磐田市商工会において、以下の BCP に係る課題がある。

① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。

② 自然災害等のリスクについて当所及び当会、当市関係部署との間で十分な議論ができていない。

③ 感染症対策が進んでいない

地区内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りはできているが、感染症対策 BCP の策定は進んでいない。新型インフルエンザや新型コロナウイルスの感染拡大に備えるマスクや消毒液等の衛生品の備蓄の推進、リスクファイナンス対策として保険の周知を図る取組が必要である。

④ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当所及び当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。

② 磐田市、磐田商工会議所、磐田市商工会は、災害発生時における産業分野の被害把握および支援対応を円滑に行うため、被害を想定した連絡協議会を立ち上げ、災害が発生した場合には、速やかに連絡協議会を開催し、本計画に基づき、災害リスクや事業者等に対する支援方針を、協議のうえ

決定する。

③事業者の事業継続力強化計画策定もしくは事業者BCP策定支援の際には、同時に感染症対策もBCPに盛り込むように指導する。

④保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員等の不足については、提携先保険会社、地域の金融機関、中小機構など他の支援機関と連携して職員向けに研修や勉強会等を開催、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、磐田市と磐田商工会議所及び磐田市商工会の間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。感染症については「発生」というタイミングがないため、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておく。
- ・支援においては、市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の計画期間内の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①事業者BCPの策定・見直しについては、会議所、商工会共に20者の支援を行う。
- ②主要産業である製造業の小規模事業者においては策定目標数を会議所、商工会共に10者とする
- ③損害保険や火災共済の加入促進の取組を会議所、商工会共に20者に対して行う。
- ④上記目標達成のため、年1回セミナーもしくは相談会を開催する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。
- ・経営指導員等の巡回時や窓口相談時に調査、把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

○小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・磐田市広報や商工会議所・商工会のホームページ等において、国や県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組みの推進、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策等を紹介する。
- ・自然災害に伴うリスクは、建物等の損害、休業に伴う損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産等多岐にわたる。これらのリスクを軽減するための取組や対策を、説明・提案する。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html

◆商工会議所・商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震等に伴う建物・什器の損害補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任(PL)・情報漏えい等に関する賠償保障
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

(3) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・BCP作成事業所に対して年1回取組状況を確認し、必要に応じて経営指導員や専門家による見直しを推進する。
- ・磐田市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。(HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)

- ・事業者 BCP の策定後 3～5 年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。
- ・総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ磐田市との連絡ルートを確認する。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を紹介する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。
- ・日本政策金融公庫や静岡県信用保証協会が主催する会議で知見を共有、磐田市商工会は所属する中東遠地区連会議でも共有する。

(5) 関係団体等との連携

[磐田商工会議所]

- ・静岡県商工会議所連合会や近隣の浜松商工会議所、袋井商工会議所、掛川商工会議所と情報交換及び調整を図る。

[磐田市商工会]

- ・静岡県商工会連合会、中東遠地区商工会と情報交換及び調整を図る。

[共通の取り組み]

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の周知や策定支援とリスクに見合った災害保険や共済制度の加入を推進する。
- ・静岡県 BCP コンサルティング協同組合と連携し、小規模事業者の事業継続力強化計画等の周知や策定支援を推進する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共同開催を実施する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

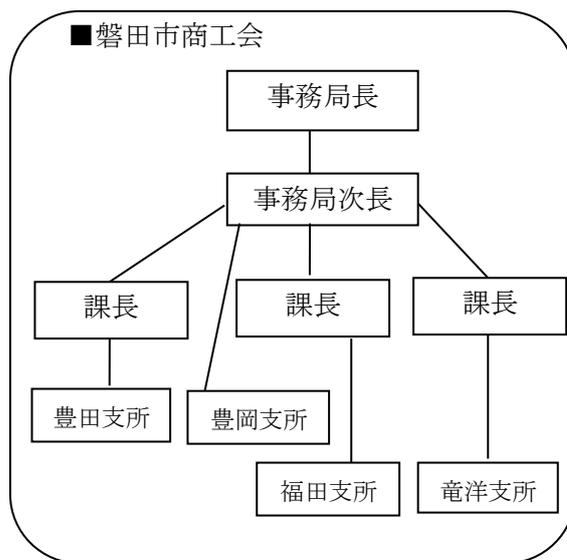
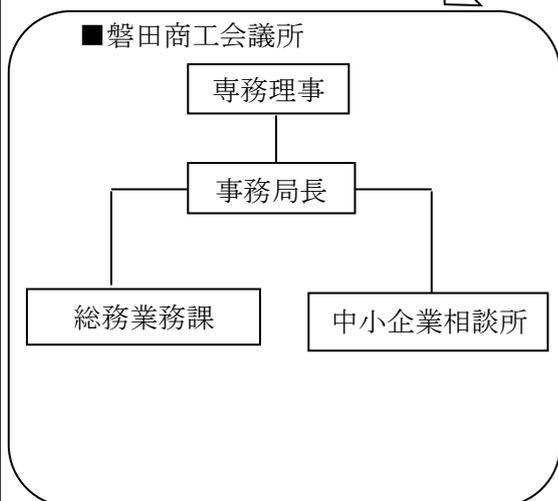
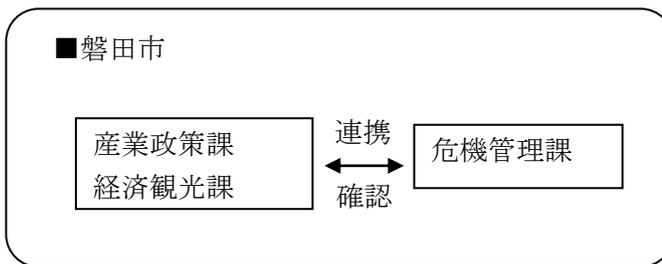
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年2月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



専務理事	1名
事務局長	1名
経営指導員	4名
補助員	2名
一般職員	5名
嘱託職員	2名
計	15名

事務局長	1名
経営指導員	5名
経営支援員	7名
記帳指導職員	3名
一般職員	1名
計	17名

①都道府県及び関係市との連携体制

- ・磐田商工会議所、磐田市商工会、磐田市が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、災害発生時には、速やかに連絡協議会を開催し、本計画に基づき支援方針を決定する。
- ・認定主体である静岡県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②広域的な支援体制

- ・当市の主要産業である製造業は、輸送用機械器具産業を中心に東部の新貝地区や南西部の竜洋地区、南東部の福田地区にかけて分布しており、地理的にも災害リスクを持つことから、より効率的な支援を行うため、磐田商工会議所、磐田市商工会が連携し、共同で支援を行う。

③商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を会議所地区と商工会地区に分け、会議所、商工会共に法定経営指導員1名の体制とする。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・保険加入促進については、連携協定を結んでいる損害保険会社の専門家によるセミナー、個別相談の体制とする。

④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員2名(会議所1名、商工会1名)、会議所は経営指導員3名、商工会は経営指導員4名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当所及び当会と磐田市の連絡協議会で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・商工会議所及び商工会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先(連絡先は後述(3)①参照)

■磐田商工会議所 山本哲也

■磐田市商工会 鈴木浩人

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ(1年に1回以上)

③広域経営指導員の当否

経営指導員 山本哲也は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員該当する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市連絡先

①商工会／商工会議所

■磐田商工会議所 中小企業相談所

〒438-0078 静岡県磐田市中泉 281-1

[TEL] 0538-32-2261

[FAX] 0538-32-2264

[E-mail] iwata@iwata-cci.or.jp

■磐田市商工会

(本所・豊田支所)

〒438-0833 静岡県磐田市弥藤太島 515-1

[TEL] 0538-36-9600 [FAX] 0538-35-4859 [E-mail] info@sci-iwata.or.jp

(福田支所)

〒437-1203 静岡県磐田市福田 1548-1

[TEL] 0538-58-0101 [FAX] 0538-58-0103

(竜洋支所)

〒438-0204 静岡県磐田市岡 729-1

[TEL] 0538-66-2524 [FAX] 0538-66-4731

(豊岡支所)

〒438-0113 静岡県磐田市新開 144-5

[TEL] 0539-62-2266 [FAX] 0539-62-4592

②関係市

磐田市 〒438-8650 静岡県磐田市国府台 3-1

経済産業部産業政策課

[TEL] 0538-37-4904 [FAX] 0538-37-5013 [E-mail] sangyo@city.iwata.lg.jp

経済産業部経済観光課

[TEL] 0538-37-4819 [FAX] 0538-37-5013 [E-mail] shoko@city.iwata.lg.jp

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	200
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、磐田市補助金、静岡県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. 静岡県BCPコンサルティング協同組合 静岡市清水区西国久保 283-2 理事長 高橋義久
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者のBCP策定支援 ②公的支援施策の周知
連携して事業を実施する者の役割
①BCP策定に関する専門家個別相談 ②小規模事業者に役立つ施策等の最新情報の提供
連携体制図等
<p>The diagram illustrates the collaboration structure. On the left is a box labeled '小規模事業者' (Small Business). On the right is a box labeled '磐田市・磐田商工会議所・磐田市商工会' (Iwata City Chamber of Commerce and Industry). Below this is a box labeled '静岡県BCPコンサルティング協同組合' (Shizuoka Prefecture BCP Consulting Association). A horizontal arrow points from the small business to the Iwata Chamber, labeled '相談' (Consultation). A horizontal arrow points from the Iwata Chamber back to the small business, labeled '支援' (Support). A vertical double-headed arrow connects the Iwata Chamber and the Shizuoka Association, labeled '(連携)' (Collaboration) and 'BCP策定に関する専門家個別相談 施策等の最新情報の提供' (Specialized individual consultation regarding BCP planning and provision of the latest information on policies, etc.).</p>